

草津市公報

発行日 令和3年1月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 1 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市立市民総合交流センター条例の一部を改正する条例(まちづくり協働課) 2
 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例の一部を改正する条例(まちづくり協働課) 3
 草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(税務課) 3
 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(総務課等) 4

◎ 規 則

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則(まちづくり協働課等) 5
 草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則(職員課) 17
 草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(保険年金課) 17
 草津市立少年センター条例施行規則(子ども家庭課) 18

◎ 告 示

介護保険法第42条の2第1項に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について(介護保険課) 20
 介護保険法第115条の45の3第1項に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定について(介護保険課) 21
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) 21
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) 22
 公示送達について(税務課) 22
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) 23
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) 23
 草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱(子ども家庭課) 23
 公示送達について(税務課) 29
 令和元年度草津市一般会計補正予算の要領について(総務課) 30
 草津市立市民総合交流センター・草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場の指定管理者の指定について(まちづくり協働課) 30
 草津市立草津駅西口自転車駐車場・草津市立草津駅西口第2自転車駐車場・草津市立草津駅西口第3自転車駐車場他2施設の指定管理者の指定について(交通政策課) 30
 草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱(住宅課) 31
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 32
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 32

公示送達について（納税課）	33
---------------	----

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	35
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	35
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	36
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	36
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	37
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	37
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	38
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	38
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	39
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	39
農用地利用集積計画について（農林水産課）	39
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	40
草津市中学校給食調理・洗浄等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について（教育総務課）	40
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	41

◎ 教育委員会規則

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則（図書館等）	42
------------------------------	----

◎ 監査委員告示

定期監査等の結果に関する報告の公表について	45
-----------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	47
草津市農業委員会総会の招集について	48

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	48
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	48

条 例

草津市立市民総合交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第39号

草津市立市民総合交流センター条例の一部を改正する条例

草津市立市民総合交流センター条例（令和2年草津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 付属設備および備品の使用料は、規則で定める。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第9条第1項関係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
101会議室	円 600	円 700	円 800	円 1,300	円 1,500	円 2,100
102会議室	1,800	2,000	2,300	3,800	4,300	6,100
201会議室	400	500	600	900	1,100	1,500
202会議室	700	800	900	1,500	1,700	2,400
203会議室	700	900	1,000	1,600	1,900	2,600
204会議室	700	900	1,000	1,600	1,900	2,600
205会議室	1,200	1,400	1,600	2,600	3,000	4,200

301会議室	1,000	1,100	1,300	2,100	2,400	3,400
302会議室	900	1,100	1,200	2,000	2,300	3,200
303会議室	3,200	3,600	4,100	6,800	7,700	10,900
401会議室	3,000	3,400	3,900	6,400	7,300	10,300
402会議室	3,000	3,400	3,900	6,400	7,300	10,300
403会議室	1,000	1,100	1,300	2,100	2,400	3,400
和室	1,700	2,000	2,200	3,700	4,200	5,900
501会議室	3,000	3,400	3,900	6,400	7,300	10,300
502会議室	2,700	3,100	3,500	5,800	6,600	9,300
503会議室	3,200	3,600	4,100	6,800	7,700	10,900
504会議室	700	800	900	1,500	1,700	2,400
調理室	1,800	2,100	2,400	3,900	4,500	6,300
大会議室	11,200	12,800	14,600	24,000	27,400	38,600

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる使用料の10割に相当する額を加算する。
- 2 使用者が使用に際し、入場料またはこれに類するものを徴収する場合は、この表に掲げる使用料の5割に相当する額（入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては3割に相当する額）を加算する。
- 3 使用者の住所（法人または権利能力のない団体もしくは財団が市内に事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。）が本市以外であるときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。
- 4 使用者が施設の使用に当たり、特別な装置を設置する場合は、この表に掲げる使用料の3割に相当する額を加算する。
- 5 使用者がこの表に掲げる使用時間の区分を超えて施設を使用する場合の使用料は、1時間につきその直前の使用時間の区分に係る使用料の3割に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数は、これを切り上げる。
- 6 この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数

は、これを切り捨てる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年12月21日揭示済み)

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第40号

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐
車場条例の一部を改正する条例

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場
条例（令和2年草津市条例第22号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条中「二輪自動車をいう。以下同じ。）」の右
に「（以下「自転車等」という。）」を加える。

第12条を第16条とし、第6条から第11条までを4条
ずつ繰り下げ、第5条の次に次の4条を加える。

（駐車料金）

第6条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）
の額は、別表に定めるとおりとする。

（料金の徴収等）

第7条 自転車等および自動車の料金は、自転車等お
よび自動車を駐車場から出庫させる時に徴収するも
のとする。ただし、別表備考2に規定する特別利用
駐車による料金の徴収については、市長が別に定め
る。

2 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別
の理由があると認めるときは、その全部または一部
を還付することができる。

（料金の減免）

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは料金
を減額し、または免除することができる。

（割増金）

第9条 市長は、不法に第6条の規定による料金の納
付を免れた者から、その額のほか、その額の2倍に
相当する額を割増金として徴収することができる。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

自転車駐車場

車両区分	料金
自転車	4時間を超える場合について、駐車開 始から24時間までごとに 200円
バイクおよび 二輪自動車	4時間を超える場合について、駐車開 始から24時間までごとに 400円

自動車駐車場

区分	料金
普通駐車	30分 100円
夜間駐車	午後10時から翌日午前8時まで 1時間 100円

備考

1 普通駐車および夜間駐車に係る料金の合計額が
2,400円を超える場合は、24時間当たりの限度額
を2,400円とする。

2 特別利用駐車に係る料金は、24時間当たりの限
度額を2,400円として、市長が別に定める額とす
る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年12月21日揭示済み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和2年12月21日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第41号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条
例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第
26号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者
ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者お
よび特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者
（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係
る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規

定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改め、同条第2号および第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

付則第3項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の右に「および山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。」を「とする。」および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（令和2年12月21日掲示済み）

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第42号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

（草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞
納処分に関する条例の一部改正）

第1条 草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収およ
び滞納処分に関する条例（平成21年草津市条例第31
号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租
税特別措置法第93条第2項の規定により告示された
割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租
税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2
項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、
「（以下この項において「特例基準割合適用年」と
いう。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を
「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例
基準割合に」に改める。

（草津市介護保険条例の一部改正）

第2条 草津市介護保険条例（平成12年草津市条例第
10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号ア中「合計所得金額（租税特
別措置法）」の右に「（昭和32年法律第26号）」を加
える。

付則第9条中「特例基準割合（当該年の前年に租
税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項
の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準
割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2
項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、
「（以下この条において「特例基準割合適用年」と
いう。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を
「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例
基準割合に」に改める。

（草津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 草津市後期高齢者医療に関する条例（平成20
年草津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租
税特別措置法第93条第2項の規定により告示された
割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租
税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2
項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、

「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例(昭和56年草津市条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(令和2年12月21日揭示済み)

規 則

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第78号

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(草津市立まちづくりセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市立まちづくりセンター条例施行規則(平成14年草津市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長(または指定管理者)が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) まちづくりセンターの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
- (4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、まちづくりセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回

復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改める。

(草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則(平成28年草津市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第11条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

「(5) その他市長(または指定管理者)が使用を不相当と認めるとき。 」を

「(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。

(6) その他市長(または指定管理者)が使用を不相当と認めるとき。 」に、

「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要あり」に改め、「市は、」の右に「条例第11条の規定による」を加える。

(草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第3条 草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要あり」に改める。

(草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第4条 草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要あり」に改める。

(草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第5条 草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要あり」に改める。

(草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正)

第6条 草津市立サンサンホール条例施行規則(平成4年草津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「天災地変等により」を「災害その他公益上必要あり」に改める。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。

(2) 使用のための手続きに違反したとき。

(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。

(6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

(1) 災害その他公益上必要あり施設を使用できないとき 全額

(2) サンサンホールの管理の都合により、施設等を

使用できないとき 全額

- (3) 条例第5条の規定により使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
- (4) 条例第5条の規定により使用を許可された者が、使用日の3月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、サンサンホールの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号および別記様式第4号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第7条 草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、同項第3号および第4号中「条例第6条」を「条例第8条」に改める。

別記様式第2号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、同様式中「(3)」の右に「条例第8条の規定により」を、「(4)」の右に「条例第8条の規定により」を加える。

(草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第8条 草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、同項第3号中「の日の翌日から7日前」を削り、「5割相当額」を「7割相当額」に改め、同項第4号中「2月前」の右に「の日の翌日」を加え、「8日前」を

「7日前」に、「7割相当額」を「5割相当額」に改める。

別記様式第1号、別記様式第2号および別記様式第4号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市福祉バスの管理および運営に関する規則の一部改正)

第9条 草津市福祉バスの管理および運営に関する規則（昭和52年草津市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市は、前項の規定により利用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条第1項関係)

福祉バス利用申込書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
申込団体名
代表者氏名
電話

福祉バスを利用し、下記のとおり乗車を希望する
こと

利用目的及び理由	
利用予定日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
運行経路の明細	別紙行程表のとおり
予定走行距離 利用責任者(乗車者)の 氏名と連絡先	km 電 話 ()
利用者数	利用者の 住所氏名
集客場所	別紙名簿のとおり
利用料	要(乗降回数) 円 ・ 下 要
関係所長等の意見	所属課名 氏名 印

【他市福祉政策課使用欄】

目 的 地			利 用 料	
課長	係長	担当	円	
			所 属 課	

- 1 災害その他公益上必要が生じた場合は、利用の許可を中止、または許可を変更し、または許可の取消しをすることがあります。
- 2 本法、規則第7条の規定による利用の許可の取消し等に基づき利用者が被った損害については、賠償の責を負いません。

別紙

団体名 _____

利用日 年 月 日

福祉バス行程表

※利用時間：8時30分から17時00分内、走行距離は250キロメートル内で記入して下さい。

出	発		距離		距離
			km		km
(時 分)				(時 分)着 (時 分)発	
			距離		距離
(時 分)着 (時 分)発			km		km
			距離		距離
(時 分)着 (時 分)発			km		(時 分)
					合計 _____ km

(備考)

雨天の場合	決行	中止
-------	----	----

※雨天時の行程を予定している場合は、手記で記入して下さい。

(当日は行程変更はできません。)

※行き先、住所、電話番号を明記する「市立福祉地図」または「福祉バス案内」を添付して下さい。

別紙

福祉バス利用者名簿

団体名 利用日 年 月 日

No.	車椅子 使用	氏名	住所 (電話・号室あり)	No.	車椅子 使用	氏名	住所 (電話・号室あり)
1				21			
2				25			
3				26			
4				27			
5				28			
6				29			
7				30			
8				31			
9				32			
10				33			
11				34			
12				35			
13				36			
14				37			
15				38			
16				39			
17				40			
18				41			
19				42			
20				43			
21				44			
22				45			
23							

※車椅子固定者(封印、車椅子積込者)は封印をつけて下さい。

福祉バス利用者名簿は、安全かつ確実に運行し、不測の事態に備えるため、必要とする情報を記入いただきます。

これらの情報は福祉バス運行業務以外には利用いたしません。

別記様式第2号中「草津市福祉バス設置規則」を「草津市福祉バスの管理および運営に関する規則」に改め、同様式に次のように加える。

(裏面)

1 許可の変更および取消し

次のいずれかに該当するときは、利用の許可をせず、または許可を変更し、もしくは許可の取消しをすることがあります。

- (1) 利用者が、規則または許可条件に反して利用しようとした場合
- (2) 災害等緊急な事態により、市がバスを使用する必要がある場合
- (3) 天候その他の理由により、バスを運行することが危険であると市長が判断した場合

2 損害賠償

市は、規則第7条の規定による利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立隣保館条例施行規則の一部改正)

第10条 草津市立隣保館条例施行規則(昭和46年草津市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第12条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。

(6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 隣保館の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第7条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額
- (4) 条例第7条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

(1) 使用者が、隣保館の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第12条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則の一部改正)

第11条 草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則(平成6年草津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限すること

があります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 損害賠償

- (1) 使用者が、ロクハ荘の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

- (2) 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改める。

(草津市立なごみの郷条例施行規則の一部改正)

第12条 草津市立なごみの郷条例施行規則（平成13年草津市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- 2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使

用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 損害賠償

- (1) 使用者が、なごみの郷の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

- (2) 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改める。

(草津市立障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第13条 草津市立障害者福祉センター条例施行規則（平成19年草津市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- 2 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。

(6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要がありセンターの施設を使用できないとき 全額
- (2) センターの管理上の都合により、センターの施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第10条第1項に規定する使用者（以下「使用者」という。）が、使用日の4日前の日までに学習室の使用の取消しを申し出たとき 全額
- (4) 使用者が、使用日の3日前の日から前日までに学習室の使用の取消しを申し出たとき 5割相当額
- (5) 市長が特に還付する必要があると認めたととき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、センターの施設を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改める。

（草津市立さわやか保健センター条例施行規則の一部改正）

第14条 草津市立さわやか保健センター条例施行規則（平成4年草津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- 2 市は、条例第5条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

（草津市立クリーンセンター管理規則の一部改正）

第15条 草津市立クリーンセンター管理規則（平成30年草津市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- 2 市は、条例第5条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

（裏面）

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) クリーンセンターの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第3条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額
- (4) 条例第3条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、クリーンセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第5条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市営火葬場条例施行規則の一部改正)

第16条 草津市営火葬場条例施行規則(昭和55年草津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

(裏面)

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第4条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 使用料の返還

上記1の場合は、既納の使用料の全部を返還します。

3 損害賠償

市は、条例第4条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正)

第17条 草津市まちなか交流施設設置条例施行規則(平成21年草津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。

(2) 使用のための手続きに違反したとき。

(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。

(6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

(1) 災害その他公益上必要がありイベント広場を使用できないとき 全額

(2) 交流施設の管理上の都合によりイベント広場を使用できないとき 全額

(3) 条例第6条第1項に規定する使用者が、使用日の4日前の日までに自らの都合によりイベント広場の使用を取り消したとき 全額

(4) 使用者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合によりイベント広場の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

(1) 使用者が、交流施設の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号および別記様式第4号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正)

第18条 草津市立市民交流プラザ条例施行規則(平成14年草津市規則第34号)の一部を次のように改正す

る。

第2条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第8条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

「●遵守事項

当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。

「(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 市民交流プラザの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額

(4) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

(1) 使用者が、市民交流プラザの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

●遵守事項

当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。

改め、「※ 裏面記載の「審査請求について」をお読みください。」を削る。

(草津市都市公園条例施行規則の一部改正)

第19条 草津市都市公園条例施行規則(昭和63年草津市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「天災・地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第13号に次のように加える

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用の許可を取り消し、またはその効力を停止し、もしくはその条件を変更することがあります。

2 市は、条例第17条の規定による使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第15号中「ごみ、すいがら等」を「ごみ等」に改め、同様式に次のように加える。

- (13) 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用の許可を取り消し、またはその効力を停止し、もしくはその条件を変更することがあります。
- (14) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないときは、使用料の全額を返還します。
- (15) 市は、条例第17条の規定による使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正)

第20条 草津市駅前広場管理条例施行規則(昭和44年

草津市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

3 災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。

4 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

別記様式第2号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

3 災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。

4 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

別記様式第3号に次のように加える。

許可条件

(1) 次のいずれかに該当するときは、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。

- ① 法令の規定に違反して占用しようとし、または占用したとき。
- ② 占用のための手続きに違反したとき。
- ③ 占用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- ④ 占用に関して、管理者の指示に違反し、または占用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- ⑤ 災害その他公益上必要が生じたとき。
- ⑥ その他市長が占用を不相当と認めるとき。

(2) 占用者の責めに帰さない理由により占用の許可を取り消した場合には、取り消した日の属する月の翌月以降の残月数に対応する分の占用料は還付する。

(3) 占用者が、駅前広場の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償すること。

(4) 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

(5) 草津市駅前広場管理条例を厳守すること。ま

た、他の法令等に基づく許可（道路使用許可など）、承認、届出等を要する場合は、所定の手続きを経たうえ、占用すること。

(6) 占用場所については許可期間中であっても変更を命じることがある。

(7) この許可に係る行為に起因して駅前広場その他の施設に損傷を与え、もしくは第三者に損害を与えた場合または第三者から苦情があった場合には、すみやかに草津市長に届けるとともにこの解決と損害賠償はすべて占用者で行うこと。

その他許可条件について、申請物件の内容によっては付すことがある。

別記様式第7号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、同様式に次のように加える。

3 災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。

4 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

別記様式第8号に次のように加える。

許可条件

(1) 次のいずれかに該当するときは、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。

- ① 法令の規定に違反して占用しようとし、または占用したとき。
- ② 占用のための手続きに違反したとき。
- ③ 占用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- ④ 占用に関して、管理者の指示に違反し、または占用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- ⑤ 災害その他公益上必要が生じたとき。
- ⑥ その他市長が占用を不相当と認めるとき。

(2) 占用者の責めに帰さない理由により占用の許可を取り消した場合には、取り消した日の属する月の翌月以降の残月数に対応する分の占用料は還付する。

(3) 占用者が、駅前広場の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償すること。

(4) 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消

し等によって占有者が被った損害について、賠償の責を負わない。

- (5) 草津市駅前広場管理条例を厳守すること。
- (6) 占用期間満了後も引き続き占用をしようとするときは、期間満了の30日前までに継続の許可申請を受けすること。
- (7) 占用を廃止するときは、すみやかに占用廃止届を提出し市の指示に従うこと。
- (8) 駅前広場管理上必要があるときは、本許可を取り消し、占有者の負担で原状回復を命ずることがある。
- (9) この許可に係る行為に起因して駅前広場その他の施設に損傷を与え、もしくは第三者に損害を与えた場合または第三者から苦情があった場合には、すみやかに草津市長に届け出るとともにこれの解決と損害賠償はすべて占有者で行うこと。
その他許可条件について、申請物件の内容によっては付すことがある。

別記様式第9号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年12月4日揭示済み)

草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第79号

草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員等の旅費に関する規則（昭和54年草津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「滋賀県内のうち、大津市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町」を「滋賀県全域」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市職員等の旅費に関する規則第7条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行および施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分および施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(令和2年12月15日揭示済み)

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月16日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第80号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年12月16日揭示済み)

草津市立少年センター条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月25日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第81号

草津市立少年センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立少年センター条例（平成14年草津市条例第44号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、草津市立少年センター（以下「少年センター」という。）の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 少年センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 補導員

2 前項に定めるもののほか、少年センターに必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受けて少年センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 補導員および前条第2項に定める職員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

(職員の服務)

第4条 職員は、職務上知り得た事項については厳に秘密の保持に留意しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員は、街頭補導等その職務に従事するときは、常に草津市立少年センター補導員証（別記様式第1号）を携帯しなければならない。

(分掌事務)

第5条 少年センターにおいて所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業の企画運営に関すること。
- (2) 草津市立少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関すること。
- (3) 草津市少年補導委員（以下「補導委員」という。）に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 一般庶務に関すること。
- (6) その他少年センターの管理運営に関すること。

(専決事項)

第6条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 少年センターの事業の企画実施に関すること。
- (2) 少年センターの管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項
(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 少年問題に関係ある団体から選出された者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者
(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(運営委員会委員長および副委員長)

第9条 運営委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第10条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、半数以上の委員から審議事項を示して、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補導委員の組織)

第11条 補導委員は、少年問題に関係ある機関もしくは団体の推薦する者または学識経験者のうちから市長が委嘱する。

第12条 補導委員の定数は、90人以内とする。

(補導委員の要件)

第13条 補導委員の委嘱についての要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人格および行動について、社会的人望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意と行動力を有すること。
- (3) 地域の実情に精通していること。
(補導委員の任期等)

第14条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 再委嘱は、前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合に、行うことができる。

- (1) 心身ともに健康であること。
- (2) 補導委員としての任務遂行に意欲を有していること。

3 補導委員が欠けたときにおいて新たに委嘱した補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補導委員の職務)

第15条 補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の職務を行う。

- (1) 少年の保護および補導
- (2) 少年非行の早期発見および非行少年等の補導
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化
- (4) 少年非行防止のための地域社会に対する啓発
- (5) 前各号に定めるもののほか、少年の非行防止のため必要と認められる事項

(補導委員の服務)

第16条 補導委員は、少年センターの補導計画に基づき少年補導業務に従事するものとする。

2 補導委員は、その業務上知り得た事項については厳に秘密保持に留意しなければならない。

3 補導委員は、常に他の補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

4 補導委員は、街頭補導等その職務に従事するときは、常に草津市少年補導委員証（別記様式第2号）を携帯しなければならない。

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に運営委員会の委員の地位にある者は、この規則の規定により委嘱または任命

されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、現に委嘱または任命された際における任期の残任期間とする。

3 この規則の施行の際現に運営委員会の委員長または副委員長の職にある者は、この規則の規定により選任された委員長または副委員長とみなす。

4 この規則の施行の際現に補導委員の地位にある者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる補導委員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、現に委嘱された際における任期の残任期間とする。

別記

様式第1号（第4条第2項関係）

(表面)

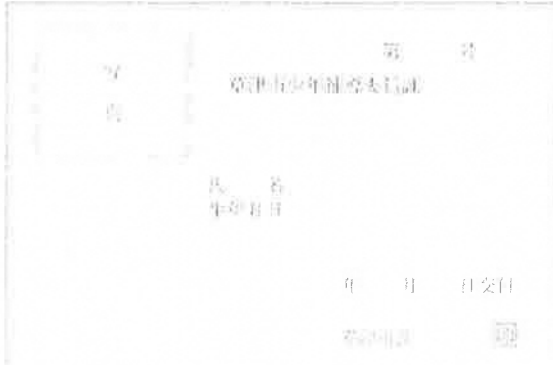
写 真	第 号 草津市立少年センター補導員証
	氏 名 生年月日
	年 月 日交付 草津市長 印

(裏面)

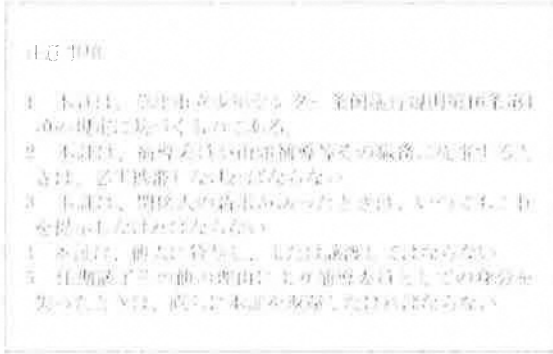
<p>注意事項</p> <p>1 本証は、草津市立少年センター条例施行規則第1条第2項の規定に基づくものである。</p> <p>2 本証は、補導員が街頭補導等その職務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。</p> <p>3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>4 本証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。</p> <p>5 退職その他の理由により補導員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。</p>

様式第2号（第16条第4項関係）

（表面）



（裏面）



（令和2年12月25日揭示済み）

告 示

草津市告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定に基づき告示する。

令和2年12月2日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
デイサービス 向日葵	滋賀県草津市北山 田町866番地	合同会社ふくろう 滋賀県草津市平井 五丁目10番20号 デオフェルティ 901号	代表社員 沢田 知也 滋賀県守山市今浜 町2620-99琵琶湖 アーバンリゾート I 番館130号	地域密着型通 所介護	令和2年 12月1日	2590600355
(令和2年12月2日掲示済み)						
<p>草津市告示第353号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。</p> <p>令和2年12月2日</p> <p style="text-align: right;">草津市長 橋 川 渉</p>						
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
デイサービス 向日葵	滋賀県草津市北山 田町866番地	合同会社ふくろう 滋賀県草津市平井 五丁目10番20号 デオフェルティ 901号	代表社員 沢田 知也 滋賀県守山市今浜 町2620-99琵琶湖 アーバンリゾート I 番館130号	介護予防型デ イサービス	令和2年 12月1日	2570600355
(令和2年12月2日掲示済み)						
<p>草津市告示第354号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定</p> <p style="text-align: right;">に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃</p>						

止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年12月7日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
のぞみ薬局 東矢倉店	草津市東矢倉2-5-37	令和2年11月30日

(令和2年12月7日掲示済み)

草津市告示第355号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年12月7日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
のぞみ薬局 東矢倉店	草津市東矢倉2-5-37	令和2年11月30日

(令和2年12月7日掲示済み)

草津市告示第356号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管して

おり、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年12月9日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和2年12月16日に送達があったものとみなす。

国民健康保険増徴停止決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年次	課税年度分
1	小林 千鶴子	滋賀県湖南市石淵南四丁目9番2-3号	2	2
2	荒川 幸徳	滋賀県栗東市荒張666番地9	2	2
3	鈴木 真一	滋賀県草津市野路東五丁目26番45-202号 マリーベルハイツC棟	2	2
4	鈴木 真一	滋賀県草津市野路東五丁目26番45-202号 マリーベルハイツC棟	31	31

(令和2年12月9日揭示済み)

草津市告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年12月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
ココア調剤薬局	草津市矢橋町1203-4	令和2年11月30日

(令和2年12月9日揭示済み)

草津市告示第358号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年12月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
ココア調剤薬局	草津市矢橋町1203-4	令和2年11月30日

(令和2年12月9日揭示済み)

草津市告示第359号

草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年12月11日

草津市長 橋川 渉

草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年草津市告示第240号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」」を「、令和2年12月11日付一部改正後の「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」」に改める。

第3条第2項第1号中「基本給付」の右に「（再支給分を含む。）」を加える。

第4条第3項中「基本給付」の右に「（令和2年12月11日以降に支給する場合は、再支給分を含む。）」を加える。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 児童扶養手当または給付金支給口座振込方式
ひとり親世帯臨時特別給付金の支給決定時点において児童扶養手当の振込先として指定している口

座（支給決定時点で当市において児童扶養手当の受給資格が消滅している場合は、市が直近の児童扶養手当の振込みをした口座）またはひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座に振り込む方式

第7条の見出し中「係る」の右に「令和2年12月11日以降の」を加え、同条第1項中「に対する基本給付」の右に「（令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けているまたは申請している者に再度、支給される基本給付（以下「基本給付（再支給分）」という。）を除く。第8条および第9条において同じ。）」を加える。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条第1項中「第4条第3項」の右に「および第8条第3項」を、「第2号」の右に「および第9条第1号または第2号」を、「第4条第1項」の右に「および第8条第1項」を加え、「第5条第3号の窓口現金受領方式」を「第5条第3号および第9条第3号の窓口交付方式」に、「令和3年30日」を「令和3年3月30日」に改め、同条第2項中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「第8条第2項」を「第10条第2項」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とする。

第11条に後段として次のように加える。

なお、第7条第1項に基づく申請において、基本給付の再支給分の申請を併せて提出した基本給付申請者に対しては、基本給付の再支給分の支給額を合算した額を支給する。

第11条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付（再支給分）の支給の申込み等）

第8条 基本給付を支給した市は、公的年金給付等受給者および家計急変者に対し、基本給付（再支給分）を支給する場合には、支給の申込みを行う。

2 公的年金給付等受給者および家計急変者は、前項の申込みに対し、基本給付（再支給分）の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、前項の申込みの日から7日以内にその旨を申し出るとともに、速やかにひとり親世帯臨時

特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の受給の拒否の申し出がないときは、速やかに支給を決定し、公的年金給付等受給者および家計急変者に対し、基本給付（再支給分）を支給する。

（公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付（再支給分）の支給の方式）

第9条 市長は、公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付を支給した市による基本給付（再支給分）の支給は、公的年金給付等受給者および家計急変者に対して第1号に係る方式により行う。ただし、基本給付（再支給分）の支給決定時点において当該口座を解約等しており、基本給付（再支給分）の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により支給を行う。

- (1) 給付金支給口座振込方式 ひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 公的年金給付等受給者および家計急変者が基本給付の支給を受けた際の住所地の市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、公的年金給付等受給者および家計急変者の基本給付の支給を受けた際の住所地の市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

別記様式第1号中「様式第1号（第4条第2項関係）」を「様式第1号（第4条第2項、第8条第2項関係）」に改める。

別記様式第2号中「令和2年6月分の児童扶養手当支給市区町村」を「ひとり親世帯臨時特別給付金支給市区町村」に、「児童扶養手当を受給している」を「児童扶養手当またはひとり親世帯臨時特別給付金を受給している」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第7条第1項関係)

公的年金給付等受給者用

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給市区町村
草津 市長宛

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望される方はチェック欄(□)に「/」を入れてください。

□ ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)についても受給を希望します。

1. 申請・請求者

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
年 月 日	年 月 日	電話 ()
公的年金受給状況	高機能年金番号 年金コード	児童の父または母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない

*記名押印に代えて署名することができます。

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金および遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金および退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金および障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「忘れ」等をいいます。
※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるときまたは申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和2年5月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の支給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
※18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童または令和2年6月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者および扶養義務者

同居する配偶者または生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無	配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無	扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無	扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無	扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円
 ※ ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望する場合の申請額・請求額は、上記で算出した額に対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。
 (例)対象児童数3人の場合：50,000円 + (30,000円 × 2人) + 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 220,000円

5. 児童扶養手当の支給要件 (令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

下記にチェック(○)してください。

<input type="checkbox"/>	令和2年5月31日時点において、事実婚状態にありませんでした。
--------------------------	---------------------------------

※「事実婚」とは、当事者間において社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているものです。同居していなくても、頻りに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合には、事実婚が成立しているものとして取り扱う場合があります。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 <既に、児童扶養手当の認定を受けている場合>
 児童扶養手当の登録口座への振込を希望(受取口座の記入・確認書類の添付は不要です。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右記欄でお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に取る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 2. 郵便 3. 信用 4. 協賛	本・支店 本・支店 出店等	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

- イ 窓口での現金支給を希望
 ※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、令和3年3月30日までに支給が完了できない場合は、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ 戸籍謄本または抄本を御用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」および「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)額の申立書』(別記様式第4号)
※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金届込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

家計急変者用

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給市区町村
草津 市長宛

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望される方はチェック欄(□)に『/』を入れてください。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)についても受給を希望します。

1. 申請・請求者

記入日		年	月	日
(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所		
年	月	日	電話	()
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父または母の死亡による遺族補償の受給状況		
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		

* 記名押印に代えて署名することができます。

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金および遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金および退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金および障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるときまたは申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者場合には養育すること等をいいます。
※18歳到達直前の3月31日が令和3年3月31日以降である児童または申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達直前の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者および扶養義務者

同居する配偶者または生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無	同居者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無	扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無	扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無	扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数となります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円
 ※ ひとり親世帯臨時特別給付金(当支給分)の支給を希望する場合の申請額・請求額は、上記で算出した額に対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合 50,000円 + (30,000円 × 2人) + 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 220,000円

5. 児童扶養手当の支給要件(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の支給資格について市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

下記にチェック(☑)してください。

<input type="checkbox"/>	現在、事実婚状態にありません。
--------------------------	-----------------

※「事実婚」とは、当事者間において社会生活上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているものです。同居していなくても、結果に実質的な期間があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合等には、事実婚が成立しているものとして取り扱う場合があります。

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 <既に、児童扶養手当の認定を受けている場合>
 児童扶養手当の登録口座への振込を希望(受取口座の記入・確認書類の添付は不要です。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード	支店コード	1 普通 2 当座	(10桁) (10桁)	※「申請・請求者」各欄に限る。 別添録の表記に合わせてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「無込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

- イ 窓口での現金支給を希望
 ※金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、令和3年3月30日までに支給が完了できない場合は、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】(本書)』
 ※必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 ※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(裏面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
 ※「児童扶養手当は抄本を御用意ください(既に、児童扶養手当の支給資格について市の認定を受けている場合は不要です。)(2. 監護等児童)および「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)額の申立書』(別記様式第4号)
 ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

別記様式第5号中「第9条第1項関係」を「第11条第1項関係」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月11日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年12月11日揭示済み)

草津市告示第360号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年12月15日

草津市長 橋 川 涉

- 1 送達すべき書類
令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書
4件
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和2年12月22日に送達があったものとみなす。

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	横山 文博	大阪府大阪市西成区天下茶屋1丁目	3番17号	大阪自彊館
2	YAMAGUTI SOUZA RODRIGO	ブラジル		
3	岡本 裕美	滋賀県草津市書地町	581-1	コンフォートテラオ1807号
4	工藤 和雄	滋賀県草津市山寺町	1166番地	ダイキン山寺社宅6009

(令和2年12月15日揭示済み)